平成２７年（フ）第１１０号
埼玉県吉川市中曽根２丁目７番地12　沖ハイツ202号
債務者　岡田　明夫
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
埼玉県吉川市吉川団地４番６号203
債務者　平井　浩次
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金835番地95
債務者　鹿毛　隼人
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１１５号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目10番17号　エレメンツ上福岡103号
債務者　横畠　早苗
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２７号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２－３－204
債務者　柿崎　昭人
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４８号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町126番地５
債務者　新井　政子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１８号
岡山県真庭市台金屋７番地34
債務者　植田沙矢香
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１９号
岡山県津山市一方1287番地
債務者　木下　治郎
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２１号
岡山県津山市神戸571番地１　グループホーム作楽
債務者　真木　章夫
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１０９号
岩手県八幡平市田頭第31地割28番地１
債務者　工藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１４号
千葉県柏市緑台25番地１　ビュー緑台104号
債務者　吉田　正人
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１９号
千葉県柏市新逆井２丁目８番４－203号
債務者　大久保奈実
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２３号
千葉県松戸市常盤平７丁目２番地　常盤平公団住宅２街区８棟203号
債務者　星野　恵美（旧姓櫻井・鈴木）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２７号
千葉県流山市南流山７丁目２番地の４　野口ハイツ201
債務者　藤田久美子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３７号
千葉県柏市十余二276番地69　第七パールメゾン椎名305号
債務者　浅野　静香
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９０号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目13番地９　サンコートアネックス101
債務者　國則　利沙
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
仙台市太白区東中田２丁目35番７号　ヒルズＹＡＭＡＳＨＩＴＡⅢ205
債務者　中村　裕樹
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係